

様式第1（第5条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合成立届書

労働者協同組合法第27条の規定により労働者協同組合の成立を別紙の登記事項証明書、定款並びに役員の名簿及び住所を記載した書面を添えて届け出ます。

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第2（第7条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合役員変更届書

労働者協同組合法第 33 条の規定により労働者協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

総会招集の承認を申請する組合

員の住所及び氏名

労働者協同組合総会招集承認申請書

下記のとおり労働者協同組合法第60条の規定により労働者協同組合の総会の招集について承認を受けたいので、組合員名簿及び総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得たことを証する書面を添えて申請します。

記

- 1 組合の住所
- 2 組合の名称
- 3 組合を代表する理事の氏名
- 4 申請の理由
- 5 総会招集の目的
- 6 理事会に総会招集を請求した場合は、その年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

総会招集の承認を申請する組合

員の住所及び氏名

労働者協同組合役員改選総会招集承認申請書

下記のとおり労働者協同組合法第53条第8項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合の役員を改選するための総会の招集について承認を受けたいので、組合員名簿及び総組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の連署があつたことを証する書面を添えて申請します。

記

- 1 組合の住所
- 2 組合の名称
- 3 組合を代表する理事の氏名
- 4 役員改選の理由
- 5 役員改選の請求をした年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

総代会招集の承認を申請する総

代の住所及び氏名

労働者協同組合役員改選総代会招集承認申請書

下記のとおり労働者協同組合法第71条第6項において準用する同法第53条第8項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合の役員を改選するための総代会の招集について承認を受けたいので、総代名簿及び総代の総数の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の連署があったことを証する書面を添えて申請します。

記

- 1 組合の住所
- 2 組合の名称
- 3 組合を代表する理事の氏名
- 4 役員改選の理由
- 5 役員改選を請求した年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

総代会招集の承認を申請する総

代の住所及び氏名

労働者協同組合総代会招集承認申請書

下記のとおり労働者協同組合法第71条第6項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合の総代会の招集について承認を受けたいので、総代名簿及び総代の総数の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面を添えて申請します。

記

- 1 組合の住所
- 2 組合の名称
- 3 組合を代表する理事の氏名
- 4 申請の理由
- 5 総代会招集の目的
- 6 理事会に総代会招集を請求した場合は、その年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

総会招集の承認を申請する

組合員の住所及び氏名

労働者協同組合清算のための総会招集承認申請書

下記のとおり労働者協同組合法第94条第2項において準用する同法第60条の規定により労働者協同組合の清算のための総会の招集について承認を受けたいので、組合員名簿及び総組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たことを証する書面を添えて申請します。

記

- 1 組合の住所
- 2 組合の名称
- 3 組合を代表する理事の氏名
- 4 申請の理由
- 5 総会招集の目的
- 6 清算人会に総会招集を請求した場合は、その年月日

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合定款変更届書

労働者協同組合法第 63 条第 3 項の規定により労働者協同組合の定款の変更を別紙の変更理由書
その他の必要書類を添えて届け出ます。

備考 1 : この用紙は, A列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは, 所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する清算人の氏名

労働者協同組合解散届書

下記のとおり労働者協同組合法第 80 条第 3 項の規定により労働者協同組合の解散を届け出ます。

記

- 1 成立の年月日
- 2 解散の年月日
- 3 解散の理由
- 4 清算人の住所及び氏名
- 5 その他参考となるべき事項

備考 1 : この用紙は, A列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは, 所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

合併後存続する組合の住所及び

名称並びにその組合を代表する

理事の氏名

合併によって消滅する組合の住

所及び名称並びにその組合を代

表する理事の氏名

労働者協同組合合併届書

労働者協同組合法第 91 条の規定により労働者協同組合の合併を別紙の合併理由書その他の必要資料を添えて届け出ます。

備考 1 : この用紙は, A列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは, 所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

合併によって設立しようとする

組合の住所及び名称

合併によって消滅する組合の住

所及び名称並びにその組合から

選任された設立委員の住所及び

氏名

労働者協同組合合併届書

労働者協同組合法第 91 条の規定により労働者協同組合の合併を別紙の合併理由書及び定款その他の必要資料を添えて届け出ます。

備考 1 : この用紙は, A列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは, 所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合決算関係書類提出書

労働者協同組合法第 124 条第 1 項の規定により別紙の労働者協同組合の決算関係書類を提出します。

備考 1 : この用紙は, A列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは, 所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合決算関係書類の提出遅延に係る事前承認申請書

労働者協同組合法施行規則第 84 条第 3 項の規定による承認を受けたいので、別紙の理由書を添えて申請します。

備考 1 : この用紙は、A列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合の組織変更時財産額の確定関係書類提出書

労働者協同組合法施行規則附則第 7 条の規定により別紙の組織変更時財産額の確定関係書類を提出します。

備考 1 : この用紙は, A 列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは, 所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

特定非営利活動に係る事業確認申請書

労働者協同組合法附則第 20 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により
特定非営利活動に係る事業に該当することにつき、確認を受けたいので、関係書類を添えて申請し
ます。

備考 1 : この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

定期報告書

労働者協同組合法附則第 23 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

備考 1 : この用紙は, A列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは, 所要の変更又は調整を加えることができる。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

定期報告書の提出遅延に係る事前承認申請書

労働者協同組合法施行規則附則第 9 条第 2 項の規定による承認を受けたいので、別紙の理由書を添えて申請します。

備考 1 : この用紙は、A 列 4 番とすること。

2 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。